

鳥取市小規模急傾斜地崩壊対策事業実施要綱

令和元年7月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市小規模急傾斜地崩壊対策事業（以下「事業」という。）について、鳥取県単県小規模急傾斜地崩壊対策事業補助金交付要綱及び鳥取県単県小規模急傾斜地崩壊対策事業実施要領（平成24年8月1日鳥取県制定）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(採択基準)

第2条 事業の採択基準は、鳥取県単県小規模急傾斜地崩壊対策事業実施要領第2別紙1鳥取県単県小規模急傾斜地崩壊対策事業採択基準に定めるもののほか、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 工事のため必要となる土地は、次のア及びイに掲げる区分に応じ、当該ア及びイに定める方法によりすべて無償で提供を受けられるものであること。
 - ア 小規模急傾斜地崩壊対策事業の目的となる施設及びこれを管理するために必要な土地の寄附
 - イ 工事中仮設道路その他の用途として工事中必要となる土地の使用貸借
- (2) 工事に伴う物件等の移転又は損失に対する補償が無償であること。
- (3) 事業に関係する地権者、受益者その他すべての事業関係人（以下「事業関係人」という。）の同意書（様式第1号）が提出されていること。
- (4) 工事完成後の維持管理について、水路の清掃等日常の管理及び法面の簡易な伐採、除草は事業関係人で行うこと。

(事業関係人の代表者)

第3条 事業の施行を要望する者は、事業関係人の中から代表者（以下「代表者」という。）を選出し、小規模急傾斜地崩壊対策事業関係人代表者届（様式第2号）により市長に届け出るものとする。

2 事業において、代表者が事業関係人の取りまとめを行う。

(事業用地)

第4条 事業により構造物を設置及び管理するために必要な土地並びに工事中仮設道路その他の用途として工事中必要となる土地は、事業関係人の責任において確保するものとする。

2 土地の境界が確定していない場合、相続未登記、真実の権利者がいる場合等により鳥取市に寄附手続ができないときは、事業を実施しないものとする。

(申請)

第5条 代表者は、事業の実施を希望するときは、鳥取市小規模急傾斜地崩壊対策事業実施申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(事業実施決定通知)

第6条 本事業の実施決定は、原則として、鳥取県単県小規模急傾斜地崩壊対策事業実施要領第5補助対象箇所の内示を受けた日から20日を経過する日までに事業実施決定通知(様式第5号)により行うものとする。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

鳥取市小規模急傾斜地崩壊対策事業実施同意書

年 月 日

鳥取市長 様

代表者 住 所 鳥取市

氏 名 ⑩

連絡先

鳥取市 地区小規模急傾斜地崩壊対策事業の実施にあたり、鳥取市小規模急傾斜地崩壊対策事業実施要綱第2条並びに第4条第1項及び第2項の条件に同意します。

土地の所在				事業関係人（所有者等）		印	備考
大字	字	地番	地目	住 所	氏 名		

※記入はすべて同意者本人の直筆とする。
※用地面積については現地測量後確定する。

様式第2号（第3条関係）

鳥取市小規模急傾斜地崩壊対策事業関係人代表者届

年 月 日

鳥取市長 様

鳥取市 地区小規模急傾斜地崩壊対策事業に関する連絡、調整及び取りまとめ
を行う事業関係人の代表者として下記の者を届け出ます。

実施場所	
代表者住所	
代表者氏名	㊟
連絡先	
備 考	

様式第3号（第5条関係）

鳥取市小規模急傾斜地崩壊対策事業実施申請書

年 月 日

鳥取市長 様

代表者 住 所 鳥取市

氏 名 ⑩

連絡先

鳥取市 地区小規模急傾斜地崩壊対策事業の実施を希望しますので、鳥取市小規模急傾斜地崩壊対策事業実施要綱第5条の規定により下記のとおり申請します。

実施場所	
保全人家戸数	
実施内容	
備 考	

様式第4号（第6条関係）

鳥取市小規模急傾斜地崩壊対策事業実施決定通知書

受第 号
年 月 日

様

鳥取市長

印

年 月 日付けで申請のあった鳥取市小規模急傾斜地崩壊対策事業
実施申請については、鳥取市小規模急傾斜地崩壊対策事業実施要綱第2条の採択基
準に基づき、事業実施することに決定したので、同要綱第6条により通知します。

事業名	鳥取市 地区小規模急傾斜地崩壊対策事業
実施場所	
実施内容	
事業年度	
備 考	